

ホームページ掲載に関する規程

(趣旨)

第1条 本規程は一般社団法人 大阪府理学療法士会 生涯学習センター（以下、センター）のホームページ掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センター会員の学術・研究活動、教育活動、臨床活動等に資する情報を発信すること。

(掲載の基準)

第3条

(1) 掲載の対象

センターおよび府士会が主催及び共催する事業のほか、主催者が公益社団法人日本理学療法士協会、一般社団法人日本理学療法学会連合、ブロック理学療法学会大会、他都道府県理学療法士会、府域市区町村理学療法士会等の関連団体であり、センターに掲載依頼のあった学会・研修会・講習会等の学術に関する案内とする。

(2) 掲載の条件

- ア センター会員にとって有益な情報であること。
- イ 個人の中傷・誹謗あるいはこれに準ずるものは不可とすること。
- ウ 学会・研修会・講習会等に関すること。但し、主催する学会や研究会等への入会を条件としないこと。
- エ 法人格を有する非営利団体であり、活動歴が5年以上あること。但し、府域市区町村士会は除く。
- オ 受講費等の受益者負担が妥当であること。
- カ 学会・研修会・講習会等の掲載期間は当該イベントの開催日までを原則とする。
- キ 上記条件を満たさない場合でも、理事会にてその必要性と妥当性を審議し掲載を認める場合がある
- ク 掲載料は原則無料とする

(3) 掲載の申込み方法

センターの問い合わせアドレスに下記の必要事項を明記すること。

学会・研修会・講習会等のイベントの名称、主催者名（法人名及び代表者）、内容、講師名、参加対象、日時、会場、参加費、定員の有無、参加申込み方法、等。

(4) 掲載内容の責任の所在

掲載された広告内容についての一切の責任は申込み者が負うものとし、掲載により第三者に損害を与えた場合は申込み者の責任および負担において解決するものとする。

(補則)

第4条 本規程の定めるもののほか、広報等に関し必要な事項は理事会の決議を経て理事長が定める。

第5条 本規程は理事会の決議を経なければ変更、改廃することができないものとする。

附則 本規程は、令和元年7月9日から施行する。

本規程の改定は令和4年6月1日から施行する。